## 随意契約及び比較見積省略理由書

## 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 汚泥焼却設備補修工事

狭山水みらいセンターの焼却炉設備工事は、株式会社荏原製作所と株式会社神戸製鋼所の2社 JV の施工で納入されたものである。

2 社 JV それぞれの施工内訳は、株式会社荏原製作所が焼却炉本体部分を施工し、株式会 社神戸製鋼所が焼却炉設備の排ガス処理部分を施工したものである。

本工事は、狭山水みらいセンターに設置されている汚泥焼却設備のうち、株式会社荏原製作所が施工した白煙防止ファン電動機外が経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該機器は、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作・据付されたものあり、設計、 製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴 う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないもの である。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社荏原製作所から事業承継された荏原環境エンジニアリング株式会社(後に水 ing 株式会社(旧名称荏原エンジニアリングサービス株式会社)へ事業承継)から更に承継した水 ing エンジニアリング株式会社以外にないため、大阪府との契約窓口である同社 西日本支店より見積を徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略 することとします。